



## 4月15日(水)から新型コロナウイルス感染症が疑われる 傷病者専用の救急車を運用 —特別救急搬送専属隊の設置に向けた準備もしています—

生駒市消防本部は、新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者（疑い傷病者）の救急搬送時における可能性がある車内感染や職場内感染の予防策として、疑い傷病者を搬送する専用救急車を4月15日（水）8時30分から運用します。また、疑い傷病者を搬送する件数が増えた場合に備え、特別救急搬送専属隊の選任も進めています。

疑い傷病者を搬送した後に他の負傷者（非感染者）を搬送する場合などに起こる二次感染や、他の消防職員への感染を防止することで、消防力を維持します。なお、専用救急車や専属隊を運用しても、通常の消防・救急業務に支障はありません。

### ■疑い傷病者を搬送する専用救急車

◇現在、生駒市では5台の救急車を運用しています。車検や修理時にのみ利用する予備救急車1台を専用の救急車として運用します。乗車時は、感染症防護服、救護マスク・メガネを着用します。（写真参照）

◇発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状があり、医師が医学的知見に基づいて感染症の疑いがあると診断した人を、指定された病院に搬送する業務を担当します。

◇搬送の大部分は、転院搬送を想定しています。



### ■特別救急搬送専属隊

◇疑い傷病者の搬送が頻発した場合は、疑い傷病者の搬送を専門任務とする専属隊を運用します。これは、志願者の中から消防長が面接をした上で選任して編成する隊で、9名（3人×3交代制）を想定しています。

◇専属隊を編成する事態となった時には、消防庁通知の「救急隊の感染防止対策マニュアル」に基づいた感染対策を行い、疑い傷病者の搬送時でも安心と安全な救急車の運用に努めます。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市消防本部警防課（上田・橘・植木） ☎0743-73-0119（内線450）